

市立秋田総合病院における院内感染対策のための指針

平成19年11月26日

院内感染対策委員会策定

平成24年4月1日

感染管理室改訂

平成30年4月1日

感染管理室改訂

I 院内感染対策に関する基本的な考え方

近年、医療の高度化や患者の高齢化・重症化に伴う易感染性者の増大により、院内感染対策に努めることは医療施設において重要課題となっている。また、院内感染の発生は、患者に大きな不利益をもたらすだけでなく、人的・社会的・経済的不利益にもつながり、医療の質を著しく低下させるものである。

当院は、「患者および当院を訪れる全ての人々を感染から守る」「当院で働く全ての人々を感染から守る」という感染管理の基本概念に基づいた院内感染対策を実践し、地域貢献に努めなければならない。また、院内感染対策は個々の職員の努力だけではなく、組織的・系統的な対策が行なわれる必要がある。そのため、職員の一人一人が、院内感染対策の必要性を認識し、「すべての人々に良質で安全な医療を提供する」という理念に基づき病院全体で感染対策に取り組む。

II 院内感染対策に関する組織

1. 感染管理室

感染制御医師（ICD）を室長とし、院内感染管理者や感染制御看護師（ICN）を配置して感染対策に係る以下の組織を総括する。

1) 院内感染対策委員会（ICC）

感染予防及び感染防止対策の充実と強化を図るため、病院長を委員長とした院内感染対策委員会を設置し、院内感染対策に関わる全般について審議・承認・諮問を行う。

2) 感染制御チーム（ICT）

院内感染対策の実践的活動を行うものとして、感染制御チームを設置し、院内感染対策に関わる全般について組織横断的に取り組むとともに、院内感染対策委員会に対し活動の報告・提案・提言を行う。

3) 感染対策リンクナース委員会（LN）

1 看護単位に1名の感染対策リンクナースを置き、ICT および ICN と連携を図り、現場での院内感染対策の実践モデルとして感染防止活動を行う。

4) 院内感染管理者

院内感染対策を効果的に実行するための中心的な役割を担い、医療チームの中で仲介役を果たす。また、他の医療施設、行政、第三者機関等との感染対策に関する連絡・調整窓口となる。

5) 感染制御看護師 (ICN)

ICC、ICT、LN の一員として、院内感染対策に関する効果的・効率的な企画立案、環境調整及び評価を行うとともに、自らが役割モデルとして組織横断的に、院内感染対策に関わる全般について活動を行う。

Ⅲ 院内感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

当院職員が、院内感染対策に対する意識向上を図り、チーム医療の一員として院内感染対策を実践できるよう、病院全体に共通する院内感染対策に関する内容についての研修会を年2回以上開催するほか、必要に応じて実施する。

Ⅳ 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染の発生の予防及びまん延の防止を図ることを目的とし、以下のことを行う。

1. 法令により届出が必要な感染症が発生した場合には速やかに主治医名で報告をするとともに、必要に応じて ICN、ICT、ICC へ連絡を行う。
2. 当院の MRSA およびその他の感染症の発生状況を「感染週報」として各部署へ配布し周知する。また、地域で流行している感染症等の情報についても「ICT からのお知らせ」として適宜配布し、注意喚起を促す。
3. 各種細菌培養検体において抗菌薬耐性菌が確認された場合または血液培養検査において病原菌が確認された場合には、微生物検査室は ICT、ICN に適宜報告をし、発生状況の把握とアウトブレイク防止のための対策を検討する。

Ⅴ 院内感染発生時の対応に関する基本方針

1. 院内感染上問題となる感染症が発生した場合、主治医または当該部署の責任者は速やかに ICT、ICN へ報告するとともに、ICT、ICN に協力して初期対応、原因微生物の特定、感染拡大に努める。
2. 集団院内感染（アウトブレイク）発生時または発生が疑われる場合、緊急を要する感染症発生などの場合、必要に応じて臨時院内感染対策委員会の開催、対策本部の設置などを行い、早期終息に努める。また、秋田市保健所へ連絡し、必要時連携して対応策を講じる。

Ⅵ 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、患者及びその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。また、病院ホームページに掲載する。

VII その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成・配布し、職員への周知徹底を図る。また、マニュアルは定期的な見直し・改訂を行い、よりよい感染対策の実践に努める。